

令和7年度 浜松市ハマライフ 住宅取得費等補助金



浜松市外から
移住した方限定

住宅取得や引越・移転など 補助します

最大
100
万円

対象者

- ・市内に移住した日から2年以内の方
- ・申請者が配偶者等を有し、共に50歳未満の方
※ひとり親家庭の場合、世帯主であって50歳未満の方
- ・移住する直前の10年間のうち、通算5年以上市外に居住し、
移住する直前に連続して1年以上市外に居住していた方
- ・補助対象住宅が所在する地域の自治会に加入している方
- ・市内の取得した住宅または市内の賃借した住宅に5年以上
居住する意思を有する方
- ・直近1年間の申請者とその配偶者等の所得の合計が
1,000万円以下である方
- ・市区町村税を滞納していない方など



補助対象住宅

居室、寝室及び浴室、洗面所、台所、トイレの設備を有する建築物

対象経費



新築・取得



増築・改修



住宅賃借



引越移転

⚠️ 注意事項

本補助金は、浜松市への定住を目的として
交付します。補助金の申請日から5年を経過
する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅
から転居、または市外へ転出した場合、補助
金の全額を返還していただきます。

(詳細は裏面)

申請締切

令和8年

2月27日 (金)

裏面も
チェック!



補助対象経費

・以下の補助対象経費合計額の2分の1以内（千円未満切り捨て）で、上限100万円の補助をします。
なお申請日現在において、直近2年間に要した費用に限ります。

必ず申請の
手引きを
ご一読ください



申請を希望される方は

新築・取得費用

- ・新築住宅の工事費
- ・建売・中古・分譲マンション等の購入費
ただし、家具家電等、独立した備品の購入費は除く

増築・改修費用

- ・居住部屋、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設または改修工事費
- ・間取り変更工事費
- ・外壁、屋根の改修工事費
- ・排水設備、電気設備、給湯設備等の改修・設置工事費
- ・床、内装、天井等の改修工事費

住宅賃借費用

- ・仲介手数料
- ・敷金（退去修繕費、クリーニング費用、鍵交換費用を含む）
- ・礼金
- ・保証金（保証委託料、保険料を含む）
- ・共益費1か月分
- ・賃料1か月分（駐車場使用料1か月分を含む）

引越移転費用

- ・引越移転に要した経費のうち、引越業者または運送業者に支払った費用

その他費用

- ・自治会費1年分（自治会入会金を含む）
- ※下記に掲げるものは、中山間地域内への移住にのみ対象とする
- ・飲料水の供給を受ける際にかかる初期費用（公共水道を除く）
- ・地上デジタル放送等の共聴施設管理組合等にかかる初期費用

※新築・取得費用と増築・改修費用は、併用して補助を受けることはできません。

返還条件



次のいずれかに該当する場合は、補助金の全額を返還していただきます。

- ・虚偽の申請等をした場合
- ・新築・取得費用または増築・改修費用の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が補助対象住宅から転居した場合
- ・住宅賃借費用または引越移転費用の補助を受けた者であって、補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が市外へ転出した場合
- ・補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合
- ・補助金の交付決定を取り消された場合

補助金交付までのスケジュール

浜松市へ
移住

2年以内

申請書類
の提出

約1か月半

交付決定
の受領

速やかに

請求書等
の提出

1か月以内

補助金
受領



市民部 市民協働・地域政策課



053-457-2243

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

✉ iju@city.hamamatsu.shizuoka.jp

補助金の
詳細は
こちら

